

いちき串木野市医師会立脳神経外科センター 居宅介護支援事業所 さくら 運営規定

【事業の目的】

第1条 この運営規定は、公益社団法人 いちき串木野市医師会立脳神経外科センターが開設する居宅介護支援事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員等が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護支援事業を提供する事を目的とする。

【運営の方針】

第2条 (1) 事業所の介護支援専門員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえ、本人及び家族の希望に応じて、ケアプランの作成、再評価を行い、その能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援する。

(2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し、利用者に提供される指定居宅サービスなどが、特定の種類又は特定の居宅サービス事業所に不当に偏ることがないように、公平中立に行う。

(3) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

【事業所の名称等】

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 いちき串木野市医師会立脳神経外科センター 居宅介護支援事業所 さくら

(2) 所在地 鹿児島県いちき串木野市生福 5419 番地 5

(いちき串木野市医師会立脳神経外科センター隣地)

【職員の職種、員数及び職務内容】

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者 1名常勤 (主任介護支援専門員、介護支援専門員と兼務)

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 介護支援専門員 2名以上常勤

ケアプランの作成等を行う。

【営業及び営業時間】

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとし、国民の祝日、お盆（8月14日～15日）、年末年始（12月30日～1月3日）を除く。ただし利用者の状況により必要がある場合は訪問する。
- (2) 営業時間 午前8時半から午後5時半までとする。
- (3) 電話等により、24時間連絡が可能な体制とする。

【居宅介護支援の提供方法】

第6条 1 公正中立なケアマネジメントの確保、内容及び手続きの説明及び同意

利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることを説明する。

あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該運営規定の概要その他の文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。または、居宅サービス計画が、利用者の希望を基礎として、作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得る。前6ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービス及び同一事業者によって提供されたものの割合について利用者に説明を行い理解を得る。

2 受給者の確認

居宅介護支援提供の際には、利用者の提示する被保険者証によって、要介護認定などの有無、有効期間などの確認を行い、要介護認定がなされていない場合は、当該認定について必要な援助を行う。

3 法定代理受領サービスについて

法定代理受領サービスが行えるように、市町村への届け出がなされているかについて確認を行い、なされていない場合は届け出についての必要な援助を行う。

4 個人情報の保持について

居宅介護支援における個人情報の利用目的や取り扱いについて、文書にて説明を行い同意を得る。

5 障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携

障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等には介護支援専門員と障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定居宅介護支援事業者が特定相談支援事業者との連携に努める。

6 入院時の情報連携について

居宅介護支援の提供に当たり、利用者等に対して入院時に担当介護支援専門員の氏名

等を入院先医療機関に提供するよう依頼する。

【居宅介護支援事業の内容】

第7条 事業所の内容は次のとおりとする。

1 居宅サービス計画の作成

(1) 利用者への情報提供

当該地域における指定居宅サービスの内容、利用者などの情報を適正に利用者又はその家族に対して提供し、利用者にサービスの選択を求める。

(2) 利用者の状況把握

利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族と面接して、利用者の有する能力、既に受けている指定居宅サービス等の評価を通じて利用者が、現に抱える問題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握する。

なお、この際の課題分析については、MDS-HC方式もしくは居宅サービスガイドライン等を用いる。

(3) 居宅サービス計画の原案作成

(2)の課題に基づき、当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点などを盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。

(4) サービス担当者会議の開催

(3)の内容について(3)に位置付けた指定居宅サービス等の担当者から専門的な見地からの意見を求める為、利用者の居宅等で開催することとし、これによらない場合でも担当者などに対する照会を行う。また、居宅サービス計画に福祉用具を位置付ける場合には、その妥当性について利用が必要な理由を当該計画に記載し、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催する。

※著しい状態の変化を伴う末期の悪性腫瘍の利用者については、主治の医師等の助言を得ることを前提として、サービス担当者会議の招集を不要とする。

感染防止や他職種連携の観点から、サービス利用者会議について、必要に応じてテレビ電話などICTの活用をする。

(5) 利用者の同意

指定居宅サービス等の種類、内容、利用料などについて利用者又は、その家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る。

2 サービス実施状況の継続的な把握、評価

計画作成後においても、少なくとも月に1回利用者の居宅を訪問して、利用者及びその家族の状況を把握するほか、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行

う事により、計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて計画の変更、事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

第8条 利用料

- 1 居宅介護支援の内容は次のとおりとし、利用者は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスである時は、利用者から徴収しない。
 - (1) ケアプランの作成、モニタリング、再評価等
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えてやむを得ず行った場合にも利用者からの交通費など徴収しない。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

【感染症の発生及び蔓延など、災害・緊急時における対処方法】

- 第9条 1 介護支援専門員等は、介護支援を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずると共に、管理者に報告しなければならない。
- 2 利用者の居宅介護支援の提供に伴う事故が発生した場合には、速やかに賠償責任を行う。
 - 3 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者などの相談に対応する。
 - 4 感染症や災害が発生した場合であっても利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制確保のため、（業務継続計画・BCP）計画の策定や研修や訓練の実施、必要に応じて計画の見直しをする。
 - 5 感染症の予防・蔓延防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催しその結果について職員などに周知徹底を図る。
 - 6 事業所における感染症の予防・蔓延防止の為の指針を整備する。
 - 7 職員等に対し、感染症の予防・蔓延防止の為の研修・訓練を定期的実施する。

【通常の事業の実施地域】

第10条 通常の事業の実施地域はいちき串木野市の全域とする。

【その他、運営についての留意事項】

第11条 1 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の資質の向上を図る為の、研修の機

会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 カ月以内
- (2) 継続研修 年数回

2 組織・協力体制

- ・地域ケア会議などにおいて、個別のケアマネジメントの事例提供の求めがあった場合には、これに協力するように努める。
- ・地域包括支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供する。
- ・法定研修等における実習受け入れ事業所となるなど、人材育成への協力体制を整備する。
- ・ハラスメントによって職員の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化し必要な措置を講じる。

3 苦情処理

提供した事業の内容に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、次の通り担当者を配置しております。

いちき串木野市医師会立脳神経外科センター居宅介護支援事業所さくら管理者

電話：0996-32-4570

いちき串木野市医師会立脳神経外科センター訪問看護ステーションさくら所長

電話：0996-32-2020

【苦情受付窓口】

次の公的機関においても苦情受付窓口が設置されています。

- ① いちき串木野市役所 所在地：いちき串木野市昭和通 133-1
(串木野庁舎内) 電話：0996-32-3111
- ② いちき串木野市役所（市来庁舎）所在地：いちき串木野市湊町 1 丁目 1 番地
電話 0996-36-3111
- ③ 国民健康保険団体連合会 所在地：鹿児島市鴨池新町 7-4 電話：099-213-5122
- ④ 鹿児島県社会福祉協議会 所在地：鹿児島市鴨池新町 1-7 電話：099-286-2200
「運営適正化委員会」
- ⑤ 鹿児島県高齢者いきいき推進課 所在地：鹿児島市鴨池新町 10-1
電話：099-286-2696

※利用者及び家族から苦情を受けた場合には、苦情内容・改善内容を記録する。

なお市町村または国民健康保険団体連合会からの要請があった場合には報告する。

4 秘密保持

- ・従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- ・従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

但し、居宅支援計画の作成に資する為に、利用者及び家族の個人情報を市町村、居宅介護支援事業所に情報を提供し、サービス担当者会議で用いる等、正当な理由がある場合は用いることができるものとする。

- ・利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為にガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

5 高齢者の虐待防止

- ・高齢者に対する虐待の防止及び権利擁護に関する県の条例に従い、高齢者の虐待を発見した場合は、市町村へ通報する等の対応を行うことを定める。
- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る
- ・虐待防止のための指針を整備する。
- ・職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的かつ計画的に実施する。
- ・適切に実施するための担当者を置く。

6 記録の整備

- ・本事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。
- ・本事業所は、利用者に対する居宅介護支援の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間は保存するものとする。(市の条例にて規程)

7 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、公益社団法人いちき串木野市医師会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規定は指定日（平成30年6月20日）から施行する。

附則 この規定は平成30年12月1日から施行する

附則 この規定は令和1年6月1日から施行する

附則 この規定は令和2年11月1日から施行する

附則 この規定は令和3年4月1日から施行する

附則 この規定は令和4年5月1日から施行する

附則 この規定は令和5年11月6日から施行する

附則 この規定は令和6年4月1日から施行する